

笠松中学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定
令和6年9月20日改定

はじめに

ここに定める「笠松中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

この方針の策定にあたっては「いじめ防止対策推進法」第9条に「保護者の責務等」が定められていることを受け、学校とPTAが協力して進め、保護者としての役割についても明確にすることとした。

I いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) 定義と保護者の責務等

いじめ防止対策推進法

第2条1項によると

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第9条1項によると

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

(2) 基本認識

本校では、教育活動全体を通じて、次の認識に基づき、いじめの防止等にあたる。

- いじめは、人間として絶対に許されない行為である。
- いじめは、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る問題である。
- いじめは、見ようと思って見ないと見付けにくい問題である。

(3) 学校としての構え

- 生徒の心身の安全・安心を最優先に、「いじめ問題」の未然防止、早期発見・早期対応に努め、生徒を守る。
- 全ての教職員による組織的な指導体制により、一つ一つの「いじめ問題」を丁寧かつ迅速に克服していく対応をする。
- 人間として「いじめは絶対に許されない」という意識を、本校の教育活動全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- いじめを「しない、させない、許さない」という集団づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、必要な指導を適切に行い、保護者や地域、関係機関と連携を図りながら見届ける。

II いじめの未然防止のための取組

(1) 魅力ある学級・学年・学校づくり

- ・ 仲間との相互信頼関係を基盤とした活力ある集団づくりを推進する。
- ・ 生徒一人一人が、「分かった・できた・伸びた・身に付いた」という達成感を味わうことができる授業づくりを推進する。
- ・ 生徒理解に徹し、素直に指導を聞き入れる人間関係を築く。
- ・ 生徒の実態に応じた課題を設定し、活動に対する創意・工夫を行い、仲間とともに乗り越えようとさせる。
- ・ 取組の結果とともに、活動の指導過程において充実感を味わわせる。
- ・ 一人一人のわずかな変容や集団の伸び等を位置付け、意味付け、価値付けるように指導する。
- ・ いじめや差別、偏見等を見逃さず、学級活動はもとより生徒会活動でもいじめ問題を適時取り上げ、生徒が主体的に問題解決に取り組むように指導する。
- ・ 学級や学校で所属感や自己有用感、自己肯定感がもてるように、全校体制で指導する。

(2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・ 学校の内外でも様々な人とかかわり合って社会性を育み、仲間の心の痛みや生きることに対しての喜

- びややりがいを味わえるように、意図的なかかわり合いの場の設定やボランティア活動の奨励を行う。
- ・教育活動全体を通じて、仲間の幸せを願う心、命を大切にする心、自律の心、規範意識、正しい判断力等が育つように、道徳の時間を核とした道徳教育を充実させる。
 - ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって、かかわり合えるようになるための「認識力」「判断力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

(3) 全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）

- ・教育活動全体を通じて、次の3点を留意した指導を充実する。
 - ① 生徒に自信と素直さをもたせるため自己存在感・自己肯定感を育成する。
 - ② 望ましい人間関係を育むために仲間を共感的に理解する力を育成する。
 - ③ 自己判断・自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する。

(4) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱に関する指導が徹底されるように、教職員及び保護者の間での共通理解を図る場を設ける。
- ・情報モラル教育の充実を図り、インターネット上のトラブルやSNSの使い方についての指導を行う。
- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した他者への誹謗中傷や個人情報の流出については、未然防止のための啓発活動とともに、事が起きた場合には関係機関と連携し早期発見・早期対応に努める。
- ・PTAと連携を図る等して、保護者に対しても情報モラルに関する啓発に努める。

III いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施による情報収集、校内連携体制の充実

- ・生徒に毎月の「笠松生活アンケート」、年2回の「QUアンケート」を実施し、生徒の心の状態やいじめの有無を把握する。
- ・アンケートから把握できた生徒の心の変化を見逃さず、適切な教育相談や指導を行う。
- ・年間3回の県いじめ調査を全職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」で現状を確認し、対策を検討する。
- ・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもてるよう、学級担任や教科担任、養護教諭等全職員が、生徒の出すサインを見逃さず、情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員等の役割を明確にし、協力体制を整える。

(2) 教育相談の充実

- ・全ての教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にして教育相談を進める。特に、いじめの問題が起きていないときこそ信頼関係が築くよい機会ととらえ、日頃から生徒理解に努める。
- ・いじめの問題発生時には、安易な判断や勝手な思い込みをせず、早期対応に努め、問題が深刻にならないよう、危機意識をもって生徒の相談にあたる。
- ・生徒の変化に組織的に対応できるようにするために、生徒指導主事や教育相談主任が中心にケース会を開き、それぞれの教職員が役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と連携を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や長期休業中の研修会等で、アンケートの実施や分析の仕方、対応マニュアルの共通理解を図る。
- ・「いじめ防止これだけは！」「教育相談これだけは！」等の各種啓発資料を用いて、未然防止に向けての教職員のスキルアップを図る。
- ・いじめの問題が起こった場合は、その事案の要因や解決に至るまでの有効な手立て等を交流し、今後の指導に生かす。

(4) 保護者との連携

- ・いじめ問題の事実が確認されたときには、いじめた側、いじめを受けた側の双方の保護者への報告を行う。
- ・いじめをした生徒には、いじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた生徒やその家族の思いを受け止め、いじめる生徒自身が自らの行為を素直に反省できる指導を大切にする。
- ・いじめ問題の解決のため、保護や理解や協力を十分に得ながら指導にあたり、納得度の高い結論を導き出す。
- ・生徒の今後に向けて手を取り合って働きかける意識がもてるような協力体制を築く。

(5) 関係機関等との連携

- いじめ問題を中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、羽島郡二町教育委員会や岐阜羽島警察署及び笠松交番、中央子ども相談センター、民生委員、主任児童委員、学校評議員、医療機関等とのネットワークを大切にし、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- 重大ないじめ事案及びこれに発展するおそれが高い事案については、直ちに警察に通報するとともに、警察との連携の下、いじめられている生徒の安全の確保のために必要な措置を行い、事案の更なる深刻化を防ぐ。
- インターネット上のトラブル（誹謗中傷や個人情報の流出等）については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにする。さらに、必要に応じて警察などの関係機関と連携し解決を図る。

IV いじめ防止・対策委員会の設置

いじめ防止対策推進法 第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、学校職員と外部の委員で構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。
- 情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちにすべて「いじめ防止・対策委員会」へ報告・相談する。
- 学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに「いじめ防止・対策委員会」へいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

V いじめ未然防止、早期発見、早期対応の年間計画「学校いじめ防止プログラム」

	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> 職員会で「方針」の共通理解と対応方法の研修 学校便り、Webページによる「方針」の発信 学級でいじめ防止基本方針の説明と指導 P T A総会等で「方針」の説明 笠松生活アンケートと教育相談の実施 (G.W.の前) 	
5月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止・対策委員会の実施 笠松生活アンケートと教育相談の実施 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> 生徒用ネットいじめ研修（1年生対象） 学校運営協議会の実施 	教育相談週間
7月	<ul style="list-style-type: none"> 第1回教職員取組評価アンケートの実施と見直し 前期QUアンケートの実施 笠松生活アンケートと教育相談の実施 三者懇談における教育相談 	第1回県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> QUアンケートの分析の仕方の研修 笠松アンケートの分析と情報共有 	夏季休業中の指導
9月	笠松生活アンケートと教育相談の実施	
10月	<ul style="list-style-type: none"> 生徒総会の実施 学校運営協議会の実施 笠松生活アンケートと教育相談の実施 	
11月	後期QUアンケートの実施	教育相談週間
12月	<ul style="list-style-type: none"> ひびきあいの日の実践 三者懇談における教育相談 笠松生活アンケートと教育相談の実施 笠松アンケートの分析と情報共有 	個別懇談 第2回県いじめ調査
1月	<ul style="list-style-type: none"> 第2回教職員取組評価アンケートの実施と見直し 笠松生活アンケートと教育相談の実施 	
2月 3月	<ul style="list-style-type: none"> 生徒総会の実施 学校運営協議会の実施 いじめ防止・対策委員会の実施 学校便りによる次年度の取組の説明 笠松生活アンケートと教育相談の実施 	教育相談週間 第3回県いじめ調査

VI いじめ問題発生時の対応

早期発見・事案対処マニュアル【組織対応】

- 「いじめ防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- いじめはどの生徒にも起こりうるという認識のもと、いじめの兆候を察知したら、速やかに情報を共有し、組織的にかつ丁寧に事実の確認を行う。
- いじめの事実が確認できたり、疑いがあつたりする場合は、いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、学校いじめ対策組織で情報を収集し、正確な事実の把握を基にして迅速で誠実な対応をする。
- いじめに関する事実が認められた場合、二町教育委員会に報告すると共に、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導にあたる。
- 保護者との連携のもと、指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた側の生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中長期的な取組を行う。
- いじめが安易に「解消」とされることなく、被害者に対して継続した見守りや支援を行うため、国の基本方針に準拠し、いじめが「解消している」状態とは以下の少なくとも2つの要件が満たされている必要があると定義する。

①いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

※いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、学校の教職員は当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。（3ヶ月程度の経過観察を行う。）

【対応の手順】

- いじめの訴え、情報、兆候の察知（教師の観察・生活の記録・アンケート等）
- 学校いじめ対策組織への報告と対応方針の決定。
- 事実関係の把握（複数職員等で組織的に対応し、事実とその背景を聞き取る。把握したいじめに係る情報は、確実に記録に残す。）
- いじめを受けた側の生徒のケア（寄り添う形で対応し、安心感をもたらせる。）
- いじめた側の生徒への指導（事実とその要因についても踏まえて指導する。）
- 双方による事実の確認と謝罪の会の実施（教師主導で行う。）
- 保護者への報告と指導についての協力依頼（今後の関係がよくなるように保護者同士も連絡を取り合うように指導する。）
- 関係機関への報告と連携（教育委員会、警察、子ども相談センター等）
- 経過の見守りと継続的な支援（保護者、本人とのコミュニケーションの継続）

★重大事態への対処

- いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。
- 生徒や保護者から、いじめによる重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

【主な対応】

- 羽島郡二町教育委員会へ速やかに報告する。
- 学校が主体となり、または教育委員会が主体となり、客観的な事実関係を明確にするための調査（重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明らかにする）にあたる。
- 調査を行った場合は、調査結果を教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護

- 者に対して、事実関係及び必要な情報を適切に提供する。
- ④ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに岐阜羽島警察署生活安全課及び笠松交番に通報し、適切な援助を求める。

VII 学校評価における留意事項

- ・ いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適切に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見の取組に関すること
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

VIII 個人情報などの取扱い

- 個人調査（アンケート等）について
いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においてもアンケート調査等が資料として重要になることから、個人情報の流出等に留意しながら5年間適切に保存する。

.....
平成27年2月4日 年間計画について一部改定

平成30年3月19日「学校いじめ防止プログラム」「早期発見・事案対処のマニュアル」について一部改定

平成30年7月20日 いじめの「解消」について一部改定

平成31年4月15日「いじめの早期発見・早期対応」について一部改定

令和元年4月29日 いじめの「解消」について一部改定

令和3年3月15日 いじめの報告について、いじめの記録について、重大事態への対処について一部改定

令和6年9月20日 年間計画について一部改定